地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十一号

地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項の規定に基づき、 地域保健対策の推進に関する基

本的な指針 (平成六年厚生省告示第三百七十四号) の <u>ー</u> 部を次の表のように改正したので、 同条第四項の規

令和六年三月二十九日

定により公表し、令和六年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 武見 敬三

大 加 < をの変 え少 は 子 する 況 じ 単高 は  $\otimes$ لح 性 世化 大 す 疾 つきく変 Ź 患 B 康 危機に С き して D W s いる。 関 循 の人 すの環 増口 る増器加の 事加病 な 減 ど少 案 の新糖住と 変容 興尿民い 病の生 • 0 な再、生 生た 人 地感性 スロ 域染閉 タ構 保症塞がイル を感染疾化 り拡患 き 大 患 へをはじ、 等の非の非り

改

正

後

子

帯や

増口

加の

な減

住と

生た

活人

スロ

タ構

ルの

1

少

0

سلح

 $\mathcal{O}$ 

改

正

前

する

 $\Diamond$ 感

とす

康

る疾

健患に

С

D

すの環

る増器

事加疾

新

•

な再病、

地感慢

域 染 性

保症閉

の塞

り拡疾き

を感性も変

取染肺大化

案の

変容

健

<sub>み</sub> 患|

興糖民い

尿の

Nが

わ え 組 だけ て れ一 た、保健事が 方、 る では、 中、 地 地 方 域公 今 業困 保 共 健 団 難 な 更に  $\mathcal{O}$ 体間にお 状況とな 役割は多様 に高度化、 11 . T 0 て 多 地 化 い様 L 域 る。 化て保 L お健 り、係 て 係 11 く行る 国政役 民を割の のニーズに応 王体とした取 見直しが行 組 わ え

充 障 実 害 ま ハするため に ŧ, 対 保 応 健 支え合う社会の L た地 0 高 築 齢 化 る社社 . 会 会 保に 障加 を え、 維 持 精 神

能 所 通 拡 所 応 じより  $\mathcal{O}$ に さ 1901 に当た が 発 揮 健 も外題 がってて  $\mathcal{O}$ できるよう、 康 で 危 健 新 は、 型コ 機 あ康 感 に対応すると同 り、これ 危 さ 口 機 れ 初 保 初期の段階における検査体保健所において業務負担がロナウイルス感染症の全国合う社会の回復が求められ地域包括ケアシステムの構の効果的な実施のほか、高 た。これらの調の段階に 必 要 な 課 がらに 体 の課題は、 複 制時題 をおり、これをおります。 強に 化 地 に域服に 向 保 発 生 新体が国れ構 け健 た対保し た 場 取策健 

るこ

が

必

要

へであ

る。

を た 含 状

方

究す

元所等をとって 2 及

相のび応

互中3す

に核をる

せの以都

医健同府

介市でで市

と除たしきめ

保下道

じ。及

及

必

要であ

る。

との

連

携

P,

地

域

に

根ざ 機

た

頼

P

会規

能

さて

療所、

衛生番の

\_ 的

況

0

確

2 12

及 対

巻く状況 、ていくことが困されていくことが困され、今後、軍が大いのでは、今後、軍が大力を持ている。 一方、 だけでは、 地は 大きく \_ 体 間 変 役割 に 化危 においた機に関 高 品は多様 化、 、 て 地 る。 て 多 い 様 が 様化しており にしており 化 係 11 く行る 国政役 民を割 の主の =体 見 <u>-</u>として ことしし にたが 応取行

の回復が求められたアシステムの構 れ構 築、 な状況 ・ は会保 は会保 に ・ 保険 度とない な実 **体障を維** 施や高 るって 持 • 齢 充 化 実する 社 会に ため 対 応 支 L くえ合うした地域 社包 会 括

て

る。

通じるもの が、課題が が、課題が 能を発揮さ 等が さらに、 健 のであれれては できるよう、 康 危 新 感は、 機 型 以に対応<sup>・</sup> 8り、これら なん コ さ染 れ初保 口 やこれの段が、健所に 期の段にナウイ 1 必要な体が られ階 0) おル 課 が らに いス の課題 て業務 制時題 複 感 開強化に を克服 を方服 を方のに 染 症 は検、杏 負の 向 保 し発 查担 全 け健 生 新体が国 興制増的 た対保し が大なあれるが大な 取策健た組の所場 合 を拠や 興 点 感 着 地 で地拡 とし の染な方大 方 実 に 衛対 症か衛に 推て生応のっ生進の研に感た研 のっ生伴 う も染な究対 す機究

、村お町 範 福保い村 、 特別区を にうし、 保をたける状 む況の の変 方 化 0) 研進のに 究す一 連 的 のなっためている。 所 携 を のび応 地 相 互中3す 域 -に 核 と 除 る に と除た 根 ざし きめ、 能 L さて た せの以都 信 保下道 医健同府 頼 療所、 P じ 県 及 び 護町に市 規 村お町 福保い村

せ る ツ 域住民いう。 ワ Ì 会民 ク 。 を のの لح 実 健 い 現康活 0 を用たし社 日指した地は保持及び増進にた住民との 域保健の場合では、 健び働へは対にに以 策地よ 下 を域を地 ソ 合民域 1 的が保 シ 的に推進するこれ か安心して暮られ 保健基盤を構築 t 丰 t ピ タ

合 組 で指針は、1  $\mathcal{O}$ N策の推進のHを示すことに、 ということを目的を示すことに、 )基本的な。 的とする。 よの 下 で、 域市 保町 健村、 対 策都 の道 円府 滑県ない な 実 国 施等 及が び取

لح

が

必

へであ

る

向

べづく

ことが 他 び案 告総 る そ材 広 康 よう 示第 づ健国 L 合 のの整 的 養 全 現 の関係が が増健略 努め、 て 必要であ な 動 に 百 推 を  $\mathcal{O}$ 分 めることが必要である県健康増進計画を勘案都道府県健康増進計画を勘案する。この四におい推進を図るための基本要である。さらに、都 民番に対し及び資質の、 向 析 通 推 玉 法 康 け民 及びた 者 進 す が 提 健 Ź 健 成り 誰 向供、 康のため į 8 + 0か四において「 必要な技術的 必要な技術的 必要な技術的 が要な技術的 が変の推進並び 应 か 人 年 進 で 取 心 国法 ŋ る。 豊 案 画 及律 して定 推関び第 残 か に す地百 さ 生 方 三 な 号) び知公 活 VI く村市方(り健町針令国 に識共 で 健 健健の団に き を 野」という。)を助や 一部では、教育活動の では、教育活動の 康 る の康村 推增 持 づ 進 続 < 計画 基本方針な 可 ŋ . 当 能 国本 ) 分 来に係の活動である。 一 方 一 労 労 施 る 収 動 省 の る 者 人 集 や 健  $\mathcal{O}$ な社 展 開

(Inclusion) 誰が を 通 求 8 ľ て、 5 n 玉 民 ょ 0 ŋ 健 実 康 効 0 性 増 を 進 Ł  $\mathcal{O}$ 0 総 取 合 組 的  $\mathcal{O}$ な 推 推 進 進 を (Implementation 図 0 て 11 くこ

期 特 取 有 青 ŋ 残 0 壮 健 さ 年 期 康 な ~ 1 くり 高 健 齢 康 に 期 づ 等 < 0 ŋ  $\mathcal{O}$ 1 لح 7 人  $\mathcal{O}$ L 引 生 て き 涯 続 に 各 き お ラ 取 け 1 る 組 フ 各 を ス 進 段 テ 階を 8 Ì ると ジ

題れ

合

等

種

間

で

連

义

ること

ょ

ŋ

0

健

康

課

0 補

解 完

決

に

向 う

け

た 職

効

果的

な

取 携

組 を

が

义

6

ħ

ること に

が

望 地

ま 域

せる地は が 必 ツ 1 域社会の実現がは民の健立でいう。)をご 要である場合 ワ ] クと る。 1 現康活 0 た をの用 目保し社 指持た会 及び民係 L た地域進 保並協等 健び働(以対に 策地よ 下 を域る 総住地 ソ 合民域 1 的が保 シ 安健基 に t 推 ル L 進 盤 丰 で するこ な構築 t ピ

第一 地域保健対策の推進の基総合的な推進を図ることを目的り組むべき方向を示すことにより組むべき方向を示すことにより組むべきが 第 総 ŋ よの らり、 下 で、 y 、 る地。 域市 保町 健村、対 対 策都 の道 円府 滑県ない な 実 国 施等 及が び取

基的 本的とす な 方 向

年 進 国法 及律 地方公共日代百三号) に づ

国民の健康づくりの 大型である。 を理、分析及び資質の をの他の関係者に対 をの他の関係者に対 をが必要である。 総合的な推進を図 総合的な推進を図 画を定る 援推せ進 る健 ) を 寸 た 康 め増 体 に 進 保 等 タ 当 め及  $\mathcal{O}$ 行 健 るび案第 計 カュ がおいて、都道府県は地を図る。 つて 5 動 画 所 を中 に 構 計 教 即 成 は 画 育 一十号。 心として、 Ż を 関 L るための基。さらに、 でし、必 向供、の 康た十の世権 設 ることが 健道 て れ 係 医 る中 機 療 康府 定 ことが必要である。また成の増進に関する知識の普進に関する知識の共成に関する知識の共産を与いて「基本的な方針(平成の基本的な方針(平成の基本的な方針(平成の基本的な方針(平成の基本的な方針(平成の増進に関する知識の普及の増進に関する知識の普及の増進に関する知識の普及の増進に関する知識の普及の増進に関する知識の普及の増進に関する知識の普及び地方公共団体 関、 保 L れ 核 険 らの 各 都 的 者 7 推関び第 道な ス 機 メデ 健 推 矢 関 府 県 療 及 康 進 健 組 1 び 増 機 「民の健康、 「民の健康・ 「民の健康・ 「民の増生事業」 進 康 織 ア 関 寸 計 増 体 が た、市町 康普体 等 画 進 企 薬 及は、 計市 業 局  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 健村市方十健 目 画 町 取 健町針四康 標 及 村 ボ地 康 組 村 を 保 ラ 域 づ 康 を U ンテ 達 健 く増 市 包 セ 括 進 成 町 ŋ の計基 支 う 労のる者 人集や健

とが 心 には、 る自  $\mathcal{O}$ Ł 薄 重 連地 要 1 然 者 に 携 域 で 健 を含む がの 健 康 あ る。 康に 関 な 係 食 者や民 幅広 な 環 れる環  $\mathcal{O}$ 境 る。同等 際 P 1 身 対 象に 部門 境 体 健 づく 康 活  $\mathcal{O}$ づ 向 動 協 け ŋ • 力ととも ŋ た 0) 運 健 取 動 を 効 康 組 を 果 を づ 促 < 実す に 的 施環 り を 様 展 Ĺ 境 開 を 推 々 するため 進することはじめと 、な行政 分

等 動康 との  $\mathcal{O}$ 増  $\mathcal{O}$ 態 ま 実情 地 進 医 域 計 を踏 療・ 住 ょ 画 及び 民 ŋ はまえ、 に 介護をはじめとする各 実 必 要で 関する各 効 市 が性を持 町 村健 あ 康増 種 0 必 指 取 進 要 標 組 を 計 を 活 画 推 題 用 分  $\mathcal{O}$ 進  $\mathcal{L}$ 野 策 す 定に 選 つ 0 る つ、 た 択 統 計 当 8 地 Þ た に その 域 デ 0 7  $\mathcal{O}$ 1 都 到 社 タ は 道 一会資源 達す 府 県 口健

ること が 施 心する。 望 ま 等 で、 L を \ \ \ 参 加 えて、 ょ 考とす ŋ 効 果的 るととも 玉 が 提 効率的 示 に、 す る具 に デ ジ 健 体 康 タ 的価 増 ル な 技 方 進 術 策 0) 取 を つ ア 組 積 を ク 極 進 的 シ 8 に  $\exists$ ること 活 ンプラ 三用す

き

目

標

を設

定

Ļ

定

期 独自

的

に に

分析

評

を を

行

9

た し、

上

で、

改定を実

な課

゛お 確 の健項保に関い母 関係者、関係は いて設定された は子保健分野に 健し係 保健 たに課つ 町活機 村動関 村保健センターの整備及動を推進することが必要関及び関係団体が寄与に課題を達成するため、国のいては、母子保健にお 及びで得 国お 及け 運あるびる る。取地国 組方民 の内共の対 容団計 を体画 明はに

的 所 及 及び市 その 営に 関 す んる基 本 第

村用と 提 L  $\mathcal{O}$ て保事 ラ 保 頫 連 度 フサ 機所 セ  $\mathcal{O}$ 携 ことが ン 高 を能は ター 1 义 V を ク 保 る 強地 クルを通して一貫! | 保健、福祉サービること等により、! 強化するほか、地! 要 へであ 一整貫備 、する ピ 環した保健、 は本積極的に なを一体的に で、市町 で、市町 で、市町 に的町会専 医推に村の門 で 変進実は協的 があか ること す 住のつ 福 一 民 下 技 た に に 術 祉 サ め身医的、近極地 ĺ 一等ビに 近療拠 スよ市で機点 町利関と を ŋ

のす が 必 で あ 市 町重 都 道 府 県 及 び 玉 は、 次 0) ょ Š な 取 組 を行

う

が

必

で

あ

都

道

府

県

及

び

玉

は、

次

0

よう

な

取

組

を

行

う

明はにた、確、お、 に 関い 係者、て設定 L 子 保 健 その活 関係れ野 機たに 動関課 0 を 及題い 推 びをて 進 関達 は、 することが必要 係成 団す 母 団体が寄与いるため、 与 に し国おけ へであ るびる 取 地 国 組方民 公 運 内共動 容団計 を体画

健 所 及 び 市 町 村 保 健 セ ン タ ĺ  $\mathcal{O}$ 整 備 及 び 運 営 に 関 す る 基

本

村用と し ラ保度度 て保事 連の健項保 のす ため、市っることがで フサイ セの携機所 ク 等健、の こと る町重 ル 化域 要 をの す保 で 通体福等 る健 祉に あし制 ほに こより、 での整一 か関 す 備 地る 貫 ピ (した保健、 はなの医師会はなの医師会はない はの 医師会 は の 医師会 は の 医師会 は の と の と の は の と の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と が の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の と か の に的町会専 医推に村の門 療進実は協的 す 施 力か 福 祉 サ ] 身医的 等  $\Diamond$ ピに 近療 拠 よ市で機点 ス を ŋ 町利関と

### 市 町

健

セン

## 1 保

2 市 町 村 保 健 にセン タ ] 0 運

(四) (一) 5  $(\equiv)$ 

のうち、 援及び地 施することが望ましいこと。福祉事務所、医療機関、障害 福健 態か わら 及び 支援が包括的 セ 市 はする法 応じた保 ンター 規 町 ず、 地域 地 定する精神 村 は、 域 生活支援は、 地 律 地域の 健 精 昭 神 に確保されるよう行わ 医療、福祉、住の実情に応じて、 障害者 和二 障 害 十 者 精 等 等 Ŧī. 神障 害者 を 年 いう。 精 法 支援 害 神 住 律 ま精 0 第 保 い神 有 精施 健 以 百二 無及 設等の協力の下に実保健福祉センター、 れ 障 神 下 及 就労そ なけ ・ビス 障 同 + び 別労その び 害者等の U. 歯 精 れば その は、 科 号 神 は、市町村保料保健対策等  $\mathcal{O}$ 障 他の適切 発度にか ならな :害 相談支 相談支 者 兀 + 福

## (五)

資 質 0) 向 上 並 び に 人

す、都道府県及び国は、次のような取組、保及び知識又は技術の向上に資する研修の地域保健対策に係る多くの職種に渡る専、保支援計画の策定に関する基本的事項第四 地域保健対策に係る人材の確保及び資策第三 (略) 取組を行うことが、声は渡る専門技術職員の養成に渡る専門技術職員の養成 必要であれため、市口 成、

### 3 0 確 保

1

域 工を含む令第五々 都道府県は、東 保 健 対 策の 推 事業の収 進 が 円 定将 滑 来的 12 行 職員見 わ れ るように の通 継続的で ごな な 。 に、 配 確、保精 慮すること。 に努め、精神保健福

## 市町村 健

セ

# 1

2 市 町村 保 健 セ タ 1 0 営

 $(\underline{-}) \\ (\underline{\equiv})$ 

(四)

と と 障保 祉 障 0) 1 害者 ビスは、 下に 健 手 害 市 な 帳 者 歯 町 所 支援 支援 実施 科は 0  $\mathcal{O}$ れは、 交付 精 7 市町村 施 することが望まし 神 施 11 設等との 設 保 ることか 申 精 策等のうち、 健 請 等 神 保健センター 福 0 障 0 受理 利用に 祉セ 害 者 連 5 携 0 0 に係る調 及び 事 タ 社 精 身 務等を市 会復 いこと。 神 - 等において利用版工復帰対策、 協力の下に実 障 害者 整 福 及び 祉 特に、 0 事 町 頻度 村に 社 て、 務 精 숲 神 所 施 復 精保の知 お 障 す 神健高症 帰 害 医 ることの l者 保 て行うこ 障所い高 対 策を の保齢 害 健福 者協健者の力サ対

並 び に 人 材 確

| 村、都有 | (略) | 村、都有 | (を) | 、向上に資する研修の充実を図多くの職種に渡る専門技術職員る基本的事項 るため、 が 必 要 で 成、 あ市 る町確

## 材 0

## 1 3

福

地 祉

4 域士 を 都 含 道 保健 都 む府(確 対 策 第五、 0 推 進 条 事 に業 に 規の 支 障 定将 足する職員の 付来的な見る を 来す ことが の通 継し な 続の 的下 1 ように なに、 確 保精 に神 配 慮 努 保 が健垣 するこ 福 地祉

5 6

第 <u>-</u> 祉

五. 四社四 会福 等 . О 関 連 施 策との 連 携に 関 する基

五. 精 神 障 害 者 等に 対する施 策  $\mathcal{O}$ 総 合 的 な 取 組

1 (略)

2 こと。 とともに できるように 整 築 道 備 府県及 ま 等 向 た、 を け 推 Ź, 都 進 道 び にするため、い市町村は、 すること。 府県及び 保 神 健 障 害 医 にも 療 市 地 精 町 対 応 村 福 域 ľ 祉 生 障 が 関係 た 地 精 害 活 支援 神 者 者が 保 域 が 健 包 拠 で 」 括 ケ 点等 きる 医 連 療携 アシス 限り 福  $\mathcal{O}$ の充実を図え て取 祉 体 (テムの ŋ 制 組  $\mathcal{O}$ 基む る

3 家 援 族 制 及 よる活動等を支援すること。市町 及び支援体制を構築するとともに、等をいう。以下同じ。)のニーズに に当たっては、 及び び 道 精 府 保 神 県 及び 健 障 所 害者福祉 は、 市 町 精 村 相互に連携を 神障 は、 に関する法律第五条第二 ること。 市町村、精神保健福祉セン )のニーズに対応した多様な相談 関する法律第五条第二項に規定する 展する法律第五条第二項に規定する 害 精 者等及び 図るとともに、 その 家 族 等の 福祉事務所 が相談及び

進すること。 及 都  $\mathcal{O}$ 部道府県及び市町は5他の関係行政機関 を推進するとともに 町村は、精神障害につ機関と密接な連携を図 地 、 域 精 住民の精神的健康の保持増進を一神障害についての正しい知識の るよう努めること。

略

その他は 地 域 保 健 対 策 0 推 進に 関 す る 重 要 事 項

一 <u>5</u> 三

保

た住地 保 民域 体健サー が保健 地域又は、学校 ・ビス は職域を問い を受けら を業保 れるように 生 健 涯の するために を連 通 携 U て 共 通の は、 地基盤 保健立

5 6

第五 -|四 社 会 1会福祉等( 0) 関 連 施

策との

連

携に関する基

項

本

事

項

(略)

Ŧ. 神 者 施 策  $\mathcal{O}$ 総 合的 な 取 組

1 (略)

2 を進めること。 資源の開発を行 普及を図るとともに、ケアマネジメント限り地域で生活できるようにするため、都道府県及び市町村並びに保健所は、 を検 討 す 発を行 ること。 会復 帰 11 を目 特 に、 地 域 指 条件 0 す ため 保 が 健 整えば メント 医 必 要 療 へなサ 退 居宅生 院 0) 福 可 手 祉 関 能 障 ピ 法 とされる者の 係 ス  $\mathcal{O}$ 活害 活 用 支援 0) 機 整 関 が 備 0  $\mathcal{O}$ 事 で 連及携び 業の 推 進

3 とともに、  $\mathcal{O}$ ニーズに対応した多様な相談体制都道府県及び市町村並びに保健所 当事者自身による相 [互支援] 及び支援体制を構築するは、精神障害者及び家族 活動等を支援すること

第 六 六 略) 的者 健康の正道府県

神害

保持増進を推進すること。一しい理解の普及を推進するととも、及び市町村並びに保健所は、精神、

に 疾

域

住

地 患

民 精

の神

精障

及び

都

その他は 地 域 保 健 対 策 0) 推 進 に 関 以する重 要 事

項

四一
地三

業保

た住地 住民が地域又は職域地域保健、学校保健一 (略) 保健サー ビスを受け 城域を問いて 6 わ産 れ ず、 るようにするために 生健の 達選携 て共 は、 通 0) 基 地 域 盤 保に 健 立

、学校保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命 (略)

1 (略 4

五

五

略

っていくことが必要である。 り、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図り、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図り、次のような事項を行うことによりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、保健所の延伸等を図るためには、地域における生涯を通じた健康づくの延伸等を図るためには、地域における生涯を通じた健康づく、学校保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命